

海外紹介

世界の鍼灸コミュニケーション (8)

—アメリカの鍼灸師資格試験—

渡邊 裕

(社) 全日本鍼灸学会理事

世界の趨勢として、医療に関する資格の制限は厳しいのが普通である。一般に外国でその資格を取得するのは容易ではない。

日本の医師免許については、日本と同等の教育水準にあるものと認められた学校ならば、外国の医学校出身者にも国家試験受験の門戸は開かれている。しかし鍼灸に関してはその点一段と厳しく、中国で何年教育を受けても国家試験を受験することはできないし、どれだけ「本場」で治療経験を積んでいても、日本であらためて正規の道を踏んで資格を取得する以外には、鍼治療をする資格を得る道はない。もっとも私には必ずしもこれが理不尽なこととはいきれないと思われる点があると感じているのも事実である。

アメリカはこの点日本よりは寛容で、日本の医師国家試験の受験資格と似た所があるばかりでなく、学校教育を受けていなくても受験の道があるようである。最近アメリカで鍼灸師の資格試験を受験した人(文中仮にK氏と呼ぶこととする)からその辺の事情を仄聞する機会を得たので、私の理解した所に基づいて報告する。

アメリカの鍼灸師の資格試験には、NCCA (the National Commission for the Certification of Acupuncture) による国家試験 (the national examination) と各州の Board of Acupuncture (鍼灸局) あるいは Board of Medicine (医療局) の中の Advisory Committee on Acupuncture (鍼灸諮問委員会) による地方試験 (the district examination) の2種類がある。日本の旧制度と新制度が併存しているようなものである。前者はアメリカ合衆国全域に通用する資格であるが、後

者は一応その州だけしか通用しない。しかしこの資格を取得すれば他の州に移籍することも不可能ではない。ただしアメリカは州の独立性が高く、どこでもそれが簡単に可能だという訳には行かないということである。

国家試験に比べると、地方試験の方が遥かに易しい(という話であった)。従って日本人としては、先づ地方試験で資格を取って、必要に応じて国家試験に挑戦する方が得策だと思われる。その意味でここでは地方試験についてだけ述べることにする。地方試験は各州によって多少異なる所があるが、入手し得た資料のうちコロンビア州のものを参考にして報告する。手続き等については、各州の間にそれほど大きな違いはないのではないかと思う。しかし試験の難易度は州によってかなり違いがあるらしい。

外国で教育を受けたものの受験資格は2通りある。その1つは「3年以上の鍼の実地習練を完了したもの (successfully completed an apprenticeship in acupuncture of at least three years)」で、もう1つは外国の鍼灸の学校を卒業したものである。前者は昔の徒弟制度の時のような、実地修練によって鍼の技術を習得した人を対象とするものと思われるが、よく理解できない所がある。しかし日本人には余り関係のない条件と考えて良いであろう。

外国の鍼灸学校卒業者の条件は次のようなものである。

1. その学校の所在地の国の公的な、または認定を受けた (legally organized or chartered) 学校の卒業者であること。なお本人の責任で成績を含

む卒業証明書をその学校から鍼灸局 (Board) に直接送付して貰わなければならない。

2. 最近3年間に年間500回以上の鍼治療を実施したことを立証すること。証拠書類として、病歴 (patient records)・領収記録 (billing records)・またはその他の信頼できる記録を添付しなければならない。

3. 英語を母国語として話していない者は、Board (鍼灸局) による英語能力検定試験に合格しなければならない。

4. 必要書類が英語以外の言葉で書かれているものは、受験者の責任で英語に翻訳して提出しなければならない。この翻訳が正確であることを宣誓した翻訳者の署名を要する。

以上の諸条件のうち、1. については余り問題がないように見えるが、不都合なことがない訳ではない。K氏は軽度の視力障害があるということで、盲学校で教育を受けて鍼灸師の資格を取った (山梨県には盲学校以外には鍼灸師養成施設がない)。Board 当局には日本の鍼灸学校のリストがあるが、盲学校の鍼灸専攻科は記載されていなかった。このため有資格者であることを証明するのに大変苦労したそうである。受験するときには、自分の出身校が先方のリストにあるかどうか、念のため調べておく方が良いと思う。また学校の証明書類を Board に提出するのも、条件もからんで意外に面倒で時間がかかるものであるということも、わきまえている必要がある。

3. の条件は、一般に日本人が最も厳しいものと感じる所である。コロンビア州の書類には (ECFMG) と書いてあった。「Board による」とあるので、アメリカに留学しようとする医師にとって大難関の ECFMG とは別のものであろうと思うが、ある程度の覚悟は必要であろう。

試験科目は次の3項目である。

- a. ツボの位置 Acupuncture point location
- b. 消毒 Sterilization
- c. 刺鍼及びその他の治療的手技 Needling and other therapeutic techniques

これらも見ると何の問題もないように見える。しかし気をつけなければならないのは、アメ

リカでは鍼の業界は徹底的な中国主導型になっているということである。日本の常識は通用しない位に思っている方が良い。K氏は日本で教育を受けて鍼灸師の資格を得た上、ある有名な卒後教育の施設で2年余りの訓練を受けたものであったが、1回目は合格できなかった。調べた所、成績はかなり悪かったとのことである。K氏とは私も一緒に仕事をしたこともあって、知識の幅も広く、治療に関する実力が水準以上のものであることをよく知っていただけに、まことに意外な感を受けたものであった。アメリカで資格を得るためには、中国流の鍼をなんらかの形で勉強しておく必要があるようである。

Sterilization は消毒を含む無菌操作と解釈すべきものと思うが、日本の鍼灸師にとっては最も注意を要することの一つであろう。最近出された WHO の鍼灸に関する勧告の一つに、「鍼体に指を触れないこと」がある。私はかねがねこれについてある種の危惧を抱いていた。そして外科医としての立場から見て、この勧告は極めて妥当な、尊重すべきものと感じている。一方日本の鍼治療では「押し手」が非常に大切な技術とされていて、これを使わない人は余りない。そのため日本の鍼灸師の大部分は、鍼の送り込みのとき「つまみ押し手」が反射的に出て来るのではないかと思う。私が見た限りでは、中国の Sterilization も相当いい加減な所があるが、この「つまみ押し手」を見られると、それだけで落第点をつけられるおそれが多分にあるのではないかと心配になるのである。

中国流の鍼では鍼管は使わない (鍼柄にコブがあるために使えない)。それに鍼管自体も、繰り返して使った場合には、無菌操作という観点から見ると大変問題がある。従ってアメリカで試験を受けるに当たっては、中国針を使って、鍼管なしで、鍼体に指を触れないように、鍼を扱うことに習熟しておくことが非常に大切になると思う。「Clean Needle Technique」の教材は NCCA で入手できる。できるだけこれによって勉強しておくことが望ましい。

宛先は、

National Commission for the Certification of
Acupuncturists 1424 16th Street, N.W., Suite
501 Washington, D.C. 20036 U.S.A. TEL (202)
232-1404

である。

一方アメリカには日本では思いも寄らない特典がある。どのような資格試験でも、日本では問題も日本語しかなく、回答も日本語以外では認められない。しかしアメリカでは英語以外の言葉でも受験できる。日本語も可能である。その際は、たとえその言語での受験者が一人しかいなくても、通訳が付けられる。ただしK氏は、「次回は英語で受験するつもりだ」といっていたので、日本語で受験できることが必ずしも有利だとばかりはいえないのかも知れない。

国家試験でも地方試験でも、不合格の場合は再受験できる。しかし、どちらも挑戦できるのは6回までである。6回落ちるとその州で受験することはできなくなる。

以上、私の灰聞した所に基づき、入手できたコロンビア州・バージニア州・およびメリーランド州の資料を参考にして、私の理解した所を述べた。資料も十分に得られず、問い合わせも思うに任せなかったため、内容に不備な点が多々ある点はお宥しいただきたい。

大部分の先進国で事情は同様だと思うが、アメリカでも免許なしに鍼治療をすることはできない。「鍼灸師」などの類似の言葉を使うことができないばかりでなく、これを暗示するようなシンボルマークを表示することも禁じられていて、違反者は千ドル以下の罰金か1年以下の懲役、またはその両方が科せられることになる(メリーランド州)。

日本の鍼は中国に較べて勝るとも劣らないものであることを確信しており、是非とも積極的に世界に進出して、その恩恵を拡めたいものと思っている。そのための第1歩は「資格」である。昨年のWFASの大会で中国が強引に通じた「international license」がどれだけの意味と効果を持つかは疑わしい。しかしアメリカの資格は、諸外国では恐らく日本の資

格や「international license」と較べて、ひと味違った意義を持つのではないと思われる。挑戦してみる価値は十分あるものであろう。